

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に平野修一農業委員、安藤敏男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、尾崎主任を任命した。

4 議 事

議案第27号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第27号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、所在は大字平方領々家新堤、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。権利は使用貸借権、形態は転用で用途は自動車整備工場、施設は鉄骨造平屋建である。建物を建築するため開発許可が必要である。農振地域であるが当初除外されており、

農地区分は第1種農地となるが、地域住民のための施設であるため不許可の例外に該当する。

申請番号2、地区は大石地区で、権利は賃借権、所在は大石畔吉字堀口、地目は登記、現況ともに畑、1筆である。権利は賃借権、形態は一時転用、用途は工事車両用導線、駐車場、資材置場、仮設事務所の用地で、施設は事務所5連棟二階建1棟である。工事のための仮設事務所のため開発許可は不要である。平成15年の全体見直しにより、農振農用地区域から除外されており、農地区分は第2種農地である。15か月間の一時転用となっている。

議 長
(報 告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号1について平方地区の新木農業委員が報告した。12月24日(土)、地区担当委員4名で現地調査を行った。農地として適正な管理がされており、問題ないと考えられる。

申請番号2について大石地区の橋本推進委員が報告した。12月24日(土)、地区担当委員5名で現地調査を行った。草が若干生えているが管理されており、農地として問題ないことを確認した。

議 長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第27号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第28号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長
事 務 局

議案第28号について事務局に説明を求めた。

申請番号1、地区は大谷地区、所在は大谷本郷字南久保、登記、現況ともに畑2筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子、従事日数は事由発生者が100日、他が80日、80日、0日となっている。現地はいずれも作付けされていないが、保全管理はしっかり行われており、事務局としては特段問題ないと判断している。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

主たる従事者証明の、議案書に記載された以外に所有する農地はどうなっているのか。

- 事務局 今、手元に資料が無いので、後ほど報告する。
本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第28号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
- 事務局 先ほどの新木農業委員からの質問への回答だが、今回対象の2筆が生産緑地、生産緑地以外では4筆を所有している。

議案第29号 相続税の納税猶予に係る農業の主たる従事者についての証明願について

- 議長 議案第29号について事務局に説明を求めた。
- 事務局 申請番号1、地区は大石地区、所在は中分四丁目1筆、中分五丁目7筆、藤波一丁目1筆の計9筆で、田4筆、畑4筆、農業用倉庫1筆となっている。国税庁のホームページにもあるが、納税猶予を受けた後に農業用倉庫を設置、造成したことによって納税猶予が確定したことにはならないことを確認している。現地はいずれも作付けされていないが、農地としては適正に管理され、特段問題ないと判断している。
- 事務局 申請番号2、地区は上平地区、所在は大字南字北東谷4筆、大字上字新梨子下1筆の計5筆で、いずれも登記、現況は畑である。現地はいずれも作付けされていないが、農地としては適正に管理され、特段問題ないと判断している。
- 議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第29号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第9号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時50分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年12月26日

議 長

署名委員

署名委員